

従来健康保険証を使い続けられるようにしてください 請願署名

やっぱり 保険証がいい!

厚生労働省は、マイナ保険証の利用率が25.42%であることを発表(2025.1.21付)。2024年12月2日に従来の健康保険証の新規発行を停止したものの、「マイナ保険証」の利用は増えていません。マイナ保険証に対する不安は払拭されていません。

署名にご協力ください

「マイナ保険証」利用者 55%
「マイナ保険証」保有者 84.6%

マイナ保険証に関するオンラインアンケート結果より(マイナパンパ制度反対連合会)

協会は、「やっぱり保険証がいい」請願署名に取り組み(今号に1枚同封。追加注文受付中)。小澤理事長が署名の協力を呼びかける。

10割負担対応が12%

健康保険証の新規発行が2024年12月2日をもち停止したことに加えて、ついに国保証や後期高齢者医療保険証の有効期限がこの夏にも迫る。保団連は今年2月中旬から医療機関を対象に「2024年12月2日以降の

「保険証を使い続けたい」請願署名

今号同封 ご活用ください

理事長 小澤 力

負担(全額負担)させ「との対応を取ったケースは約12%にのぼった。

7月の参院選が正念場

保険証の件はどうなったのだと思うられている。会員の先生方もおられるのではないかと。保険証は従来のものを引き続き望む声が多い。昨年10月の衆院選挙では、現行の健康保険証廃止について、選挙に臨むNHKのアンケートに対し、「(健

マイナ保険証利用に係る実態調査」を開始。3月14日までに取りまとめた回答8330件の中間集計では、マイナ保険証でトラブルが発生した場合の対応として、78%の医療機関が「患者が持ち合わせていた健康保険証で確認」と回答した。「一旦は患者に医療費を10割



協会が2月1日、大阪府保険医協同組合会館M&Dホールで、「弁護士から見た、患者の受診機会の保障―医療アクセスと経済的負担」と題し、日弁連貧困問題対策本部事務局次長の森弘典弁護士を講師に会員学習会を開催した。編集部の責任で講演概要をまとめ紹介する6回目。

があり、経済的に困窮するような事情がある者にとつては、一部負担金の負担を理由とする受診抑制を回避できるという一定の効果が期待できる。この制度がしっかりあって使えるならいいわけだが、実はそうはなっていない。

健康保険証の廃止を延期すべき、または中止すべき」と回答した候補者が255人当選している。立憲民主党が今年の通常国会で、従来の健康保険証の発行を復活させるための法案を単独で衆議院に提出するなどの動きもある。

正念場は今年7月の参院選であり、6月まで続く今通常国会でこの署名を持参し、国会議員に働きかけるため、来月5月末を目途にこの署名への協力を広げたい。

健康保険証と資格確認書は資格確認ができる点では効力は似通うものの、健康保険証は健康保険法によって保険証の交付義務の責任を国に課し、国民皆保険制度の根幹となるものである。一方、資格確認書は被保険者の申請主義が原則である。協会、健康保険法改正も視野に入れ保険証を元に戻す運動を求めている。

健康保険証の廃止を延期すべき、または中止すべき」と回答した候補者が255人当選している。立憲民主党が今年の通常国会で、従来の健康保険証の発行を復活させるための法案を単独で衆議院に提出するなどの動きもある。

正念場は今年7月の参院選であり、6月まで続く今通常国会でこの署名を持参し、国会議員に働きかけるため、来月5月末を目途にこの署名への協力を広げたい。



一部負担金減免制度を持つ自治体は5割強

国保ではどれくらいの自治体が、医療費の一部負担金の減免や徴収猶予制度を持っているのかと

いうと、2006年の調査しかないが保険者数1818のうち、制度ありが1003、5割強となっている。都道府県や自治体の中にはこの制度がないところもある。この制度の意義としては、災害や失業等の特別な理由

ない問題がある。「医療費の一部負担金が払えない」と相談を受ける

局長通知を出しているが、2010年に一部改正している。法律ではなく局長通知の変遷だ。その通知によると、当初は保険者は世帯主または組合員がこの各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困

難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によるその者に対し一部負担金を減額し、またはその支払いもしくは納付を免除することができるとされている。それが、世帯主だけでなく同じ世帯の被保険

者も収入が生活保護基準以下であることや預貯金が生計保護基準の3カ月以下であることなどの要件を追加した。

収入の減少は一時的なものに限定さらに一部負担金の減免の対象となることだ。つまり恒常的なそれらの事情が続いているものについては、減免や免除制

合や、事業または業務の休止・失業等により収入が一時的に減少したなどの事情が一時的に起こった場合にのみ、減免対象になるということだ。の判断については個別具体的な事情を総合的に考慮するとの可能性を引き出した。

人権としての医療アクセス ⑥
弁護士 森弘典

局長通知を出しているが、2010年に一部改正している。法律ではなく局長通知の変遷だ。その通知によると、当初は保険者は世帯主または組合員がこの各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困

難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によるその者に対し一部負担金を減額し、またはその支払いもしくは納付を免除することができるとされている。それが、世帯主だけでなく同じ世帯の被保険

者も収入が生活保護基準以下であることや預貯金が生計保護基準の3カ月以下であることなどの要件を追加した。

収入の減少は一時的なものに限定さらに一部負担金の減免の対象となることだ。つまり恒常的なそれらの事情が続いているものについては、減免や免除制

合や、事業または業務の休止・失業等により収入が一時的に減少したなどの事情が一時的に起こった場合にのみ、減免対象になるということだ。の判断については個別具体的な事情を総合的に考慮するとの可能性を引き出した。

施設基準の届出期限迫る

旧外来環・か強診のままではないですか

約半数の医療機関が届出直しが必要です

旧名称	新名称	届出直し完了数 届出医療機関数
外来環	外安全1	1,168件/2,782件中
	外感染1	1,129件/2,782件中
か強診	口管強	471件/1,244件中

届出期限は 5月末まで

詳細4面 をご覧ください

※2024年6月1日以降に、外安全1・2、外感染1・2、口管強の届出医療機関である場合、再届出は不要です。ご自身の届出状況は、近畿厚生局HPから確認できます。

歯界

4月上旬は七十二候では玄鳥至(つばめきたる)時期で、冬の間は暖かな島々で暮らしていた燕が、海を越え、日本に渡って来る頃。燕は、人間社会に隣接して生息し民家の軒先などに巣を造って、書虫を食べてくれるため昔から益鳥として親しまれてきた。

欧州ではオーストリアやエストニアなど、ツバメを国鳥としている国もある。エストニアは近年、有数のIT立国・デジタル先進国として世界的に有名であり日本にとっても参考にするべき要素がある。国民全員が保有する電子IDカードは身分証明書・パスポート・運転免許証・健康保険証の機能を有しており、様々な行政サービス及び民間のビジネスサービスが1枚で受けられるが、個人データやプライバシーの保護に関しては、EUデータ保護指令により厳格に規定されている。

世界中に拡がって生息し、人々にも愛される燕たちを見習い、世界の動向にアンテナを高く張って優れたものを見習っていきたい。(Y)